

平成29年第5回白鷹町議会定例会 第9日

追加変更議事日程

平成29年6月14日（水）午後3時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 委員会の閉会中の継続審査について（請第2号）
（総務厚生常任委員会）
- 日程第 3 請第 3号 議員定数削減の見直しを求める請願
（議会活性化特別委員長報告）
- 日程第 4 議第56号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 5 発議第1号 白鷹町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 報第 1号 平成28年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告について
- 日程第 7 委員会の閉会中の継続調査について
（議会運営委員会）

○出席議員（13名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 遠藤 幸一 | 議員 | 2番 | 渡部 善美 | 議員 |
| 3番 | 笹原 俊一 | 議員 | 4番 | 佐々木 誠司 | 議員 |
| 5番 | 小口 尚司 | 議員 | 6番 | 小形 輝雄 | 議員 |
| 7番 | 田中 孝 | 議員 | 9番 | 奥山 勝吉 | 議員 |
| 10番 | 石川 重二 | 議員 | 11番 | 佐藤 京一 | 議員 |
| 12番 | 菅原 隆男 | 議員 | 13番 | 関 千鶴子 | 議員 |
| 14番 | 今野 正明 | 議員 | | | |

○欠席議員（1名）

- 8番 山田 仁 議員

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|----|---|-------|
| 町 | 長 | 佐藤 誠七 |
| 副町 | 長 | 横澤 浩 |
| 教育 | 長 | 沼澤 政幸 |

総務課長	松野芳郎
税務出納課長	高橋浩之
企画政策課長	湯澤政利
企画主幹	永野徹
町民課長	中村裕之
健康福祉課長	長岡聡
商工観光課長	齋藤重雄
農林課長併 農業委員会事務局長	菅間直浩
建設水道課長	菅原良教
病院事務局長	渡部町子
教育次長	田宮修
監査委員	竹田謙一
農業委員会会長	樋口太一

○職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	樋口浩
係長	橋本達也
書記	佐藤圭子

開 会

〈午後 3 時 0 0 分〉

○開議の宣告

○議長（遠藤幸一） ご参集まことにご苦労さまです。

これより平成29年第5回白鷹町議会定例会9日目の会議を行います。

ただいまの出席議員は13名であります。山田議員より欠席の通告があります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の説明

○議長（遠藤幸一） 本日の会議は、お手元に配付の追加変更議事日程により進めます。

早速、議事に入ります。

○諸般の報告

○議長（遠藤幸一） 日程第1、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、樋口 浩君。

○議会事務局長（樋口 浩） 諸般の報告。

1. 置賜広域行政事務組合議会臨時会。

6月5日、米沢市で行われました。

議長及び副議長の選挙を行い、議長に白鷹町の遠藤幸一議長、副議長に南陽市の田中貞一議長が選出されました。

また、監査委員の選任、高規格救急車の取得及び工事請負契約の締結、平成29年度補正予算などの議案を原案どおり可決しました。

2. 山形県町村議会議長会臨時総会。

6月12日、中山町で行われました。

平成28年度会務報告及び決算を認定し、各地方提出の重要事業等要望11件を採択し、国、県に対し実行運動を展開することに決定しました。置賜地方町村議会議長会からは、「置賜地域における主要道路網の整備促進について」と「地域医療の中核となる自治体病院に対する支援について」の2議題を提出しました。

また、役員改選が行われ、会長に庄内町の吉宮 茂議長、副会長に河北町の岡田桂司議長、高畠町の佐藤仁一議長、戸沢村の早坂文也議長が選出されました。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 諸般の報告が終わりました。

○委員会の閉会中の継続審査について（請第2号）（総務厚生常任委員会）

○議長（遠藤幸一） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査について（請第2号）（総務

厚生常任委員会)を議題といたします。

本件については、本定例会において、総務厚生常任委員会に審査の付託をした案件がありますが、総務厚生常任委員会から、さらに審査する必要があるため、会議規則第74条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(遠藤幸一) ご異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

○請第3号の報告、質疑、討論、採決

○議長(遠藤幸一) 日程第3、請第3号 議員定数削減の見直しを求める請願(議会活性化特別委員長報告)を議題といたします。

本件は、議会活性化特別委員会に審査の付託をした請願でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。議会活性化特別委員長、小形輝雄君。

〔議会活性化特別委員長 小形輝雄 登壇〕

○議会活性化特別委員長(小形輝雄) 請願審査の報告を行います。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。

受理番号、付託年月日、件名、審査結果の順にご報告申し上げます。

請第3号、平成29年6月6日、議員定数削減の見直しを求める請願、不採択とすべきもの。

この件については、当特別委員会において今期2年間、また前期から含めると長期にわたり慎重に調査・検討を重ねてきた案件であります。よって、不採択となったものと認識しております。

以上です。

○議長(遠藤幸一) 議会活性化特別委員長の報告が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(遠藤幸一) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

それでは、委員長報告が不採択とすべきものですので、まず、原案に対し、賛成の方の発言を許します。10番石川重二君。

[10番 石川重二 登壇]

○10番（石川重二） この定数削減に関する反対の請願を出しておりました紹介議員の一人でございますが、大事なことは、昨年8月に行われた議会活性化特別委員会の中で、講演がありまして、議員研修があつて、議会の役割についていろいろ説明をいただいて、お話をお聞きいたしました。そのときの趣旨は、議会は納得するまで話をすると、そして、議会は議事を決定する前に町民が主役となるために町民や専門家の意見をよく聞くのが基本と話を受けました。

これを踏まえた中で、各分野の専門家である常任委員会は、2つの委員会をつくるなら、委員会の1つは8人以上でなければいろいろな意見が出てこない、だから本来ならば16人以上が基本であるという話を受けまして、白鷹町は既に14人になっている関係で、これは絶対にこの14名を減らすべきではない、死守すべき事項であると、そのときの講師からお話を受けたわけでありまして。

今回の請願の趣旨にあるように、議員に求められるのは議会機能の充実・強化による議員がなすべき役割をよく考え、重要なものとなっていますこの議会のために、多様な民意を集約し団体意見を決定していくためには、自治体の住民の多様な層から選出された議会を構成する議員が必要であります。町民や専門家の意見をよく聞くこと、それはいわゆる議会だけで減らすということよりも、やはり一般町民に広くそのことを知らしめて意見を聞くことが必要になるわけでありまして、その手続はとられているとは決して言えないと思います。

議員定数を削減すれば、議会の果たすべき機能そのものを発揮できなくなるのではと危惧するものです。それは、行政機関と議会とのバランスが保てなくなるおそれがあります。議会の重要な役割である行政に対するチェック機関として、機能が弱体化し、その役割がなかなかできなくなる。それは町民にとって大きなマイナスに働き、よいことは決してありません。町民に意見を聞き、町民の意見が反映される議会を何としても守るため、議員の削減はしないよう、議員の皆様にご訴えるものであります。

私はこれをこの前も訴えてきましたが、委員長報告でこのようなお話がありましたけれども、絶対にこれは削減すべきものではないと考えております。

○議長（遠藤幸一） 次に、原案に対し、反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（遠藤幸一） 討論終結と認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願原案について採決いたします。

請第3号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（遠藤幸一） 起立少数。よって、請第3号は不採択と決しました。

○議第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第4、議第56号 町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

主要地方道長井白鷹線荒砥橋架替工事及びまちづくり複合施設等整備工事により、町道の路線を認定及び廃止する必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により提案するものであります。

なお、内容につきましては、建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） それでは、ご説明を申し上げます。

議第56号 町道路線の認定及び廃止について。

道路法第8条第1項、第10条第1項及び第2項の規定により、次のとおり町道の路線を認定し、廃止する。

1. 認定する路線。

番号、路線名、起点、終点の順でご説明を申し上げます。

328、新町神明線、鮎貝字新町二3240、荒砥甲字中河原三1768-12。

453、鈴振田神明線、鮎貝字鈴振田二1327-2、鮎貝字神明六2892-2。

613、大師田線、荒砥甲字七反二1493-2、荒砥甲字北小路1273-3。

2. 廃止する路線。

328、新町神明線、鮎貝字新町二3240、鮎貝字神明六2892-4。

453、鈴振田神明線、鮎貝字鈴振田二1327-2、鮎貝字神明二2529-1。

613、大師田線、荒砥甲字七反二1487-4、荒砥甲字北小路1273-3。

621、北長表線、荒砥甲字新町南878-14、荒砥甲字長表六833。

各路線の概要をご説明申し上げます。

次ページ以降をごらんいただきたいと思います。

初めに、路線番号328、新町神明線と453の鈴振田神明線の認定・廃止についてですが、ことし3月に供用開始となりました鮎貝工区を初めとしまして、整備が進められております長井白鷹線荒砥橋架替工事の施工に伴いまして、今後旧道となる区域について段階的に県から町へ移管される予定となっておりますので、近接する既存の町道を廃止させていただきます。終点を延長する形で新たに町道として認定するものでございます。

なお、県から移管される部分につきましてですが、今後、県による移管道整備が行われる予定でございまして、町に対して引き渡しが行われるまでの間につきましては、主要地方道の長井白鷹線というようなことで、重用区間ということで管理を基本的には引き続き県が行っていくというものになってございます。

それぞれの路線の延長等について申し上げます。路線番号328、新町神明線につきましては、現在592.4メートルの路線でございまして、荒砥橋の手前までの482メートルの区間について延長するものでございます。路線番号453、鈴振田神明線につきましては、現在1,214.4メートルの路線でございまして、花菱縫製の手前までの291メートルの区間につきまして延長させていただくものです。

続きまして、路線番号613、大師田線の認定・廃止でありますけれども、平成29年度に整備が予定されております荒砥側の荒砥橋橋台、A2橋台でございまして、その工事に伴いまして、起点側の法線が東側に変更となるものでございます。なお、この変更に伴う延長が9.3メートル程度伸びるということで見てございます。

なお、本路線につきましては、県が橋の補償工事というような形で道路の移設工事を実施するというものでございますので、県から引き渡しを受けた後に町道として供用開始の手続をさせていただくというものでございます。

最後のページになりますけれども、路線番号621の北長表線の廃止でございまして、延長が73.5メートルほどの路線でございまして、今年度29年度に工事着工となります白鷹町まちづくり複合施設等整備工事の施工に伴いまして、整備区間内にある本路線を廃止させていただくものでございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第56号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第5、発議第1号 白鷹町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。議会活性化特別委員長、小形輝雄君。

〔議会活性化特別委員長 小形輝雄 登壇〕

○議会活性化特別委員長（小形輝雄） 発議第1号 白鷹町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

上記議案を次のとおり地方自治法第112条及び白鷹町議会会議規則第13条の規定により提出する。

提出者、議会活性化特別委員会。

提案の理由を申し上げます。

人口減少・少子高齢化などの社会情勢や、議員の立候補者の確保等の観点から、これまで議会活性化特別委員会で検討を重ねた結果、議員報酬の引き上げなどの処遇改善を要望するとともに、議員みずから議員定数の削減を提案するものであります。

裏をおめくりください。

白鷹町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

白鷹町議会議員定数条例の一部を次のように改正する。

本則中「14名」を「12名」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される次の一般選挙から適用する。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

この採決は起立によって行います。起立されない場合は否決とみなします。

発議第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 起立多数。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○報第1号の上程、報告、質疑

○議長（遠藤幸一） 日程第6、報第1号 平成28年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度に設定した繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越した内容について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書により報告するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明申し上げます。

報第1号 平成28年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書により報告する。

繰越計算書をお開きください。

款、項、事業名、翌年度繰越額について説明を申し上げます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード関連事業、114万6,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、臨時福祉給付金給付事業、4,395万7,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、農業用ため池整備事業、392万1,000円。地籍調査事業、2,274万5,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、橋梁安全対策事業、3,018万1,000円。

10款教育費、2項小学校費、荒砥小学校大規模改修事業、1億8,690万6,000円。4項社会教育費、荒砥駅前交流施設改修事業、710万円。5項保健体育費、保健体育施設費、192万5,000円。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、林業豪雨災害復旧事業、434万7,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

本件は、報告事項でありますので、報告を受けたことといたします。

○委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（遠藤幸一） 日程第7、委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件については、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり継続調査とすることに決しました。

○閉会の宣告

○議長（遠藤幸一） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これをもって平成29年第5回白鷹町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会

〈午後3時26分〉